

第5章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画社会を目指す意識づくり

推進目標1 男女共同参画意識の啓発

◆現状と課題

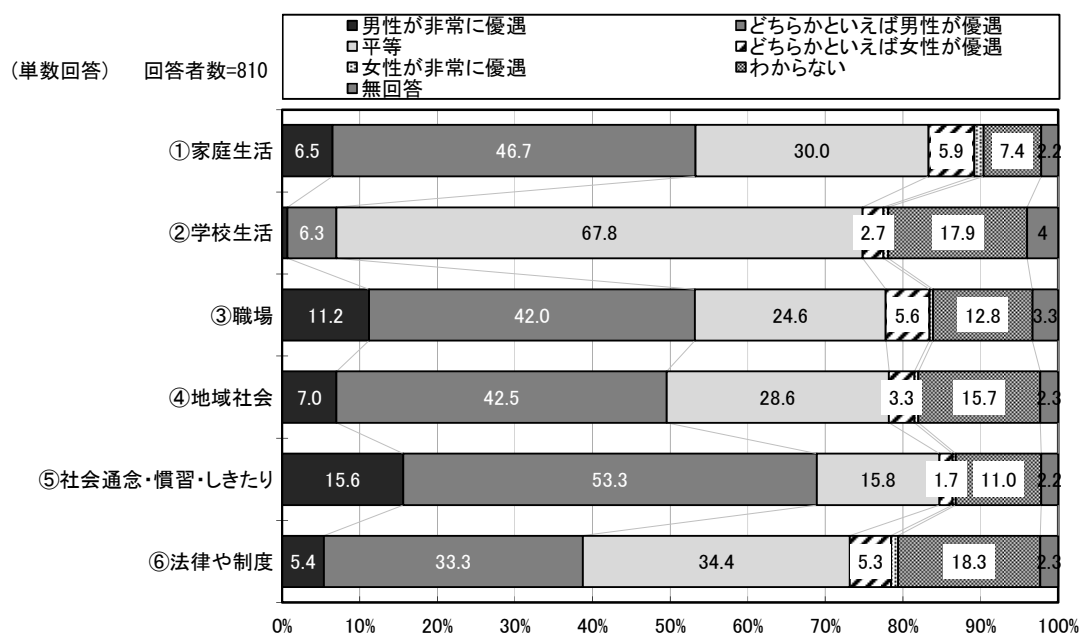
男女共同参画社会を実現するためには、男女平等の意識が浸透し、性別に関係なく個人として尊重されることが重要です。里庄町においても広報等を通じて啓発等を行ってきた結果、前回調査結果と比べて男女共同の意識が醸成されてきている様子もうかがえますが、依然として固定的な役割分担意識は根強く存在しています。

男女共同参画に関する町民アンケート調査によると、前回調査結果と比べて「平等」の割合が増加しているものの、各分野における女性の地位では「学校生活」を除くすべての分野において男性が優遇されているとの回答が高くなっています。

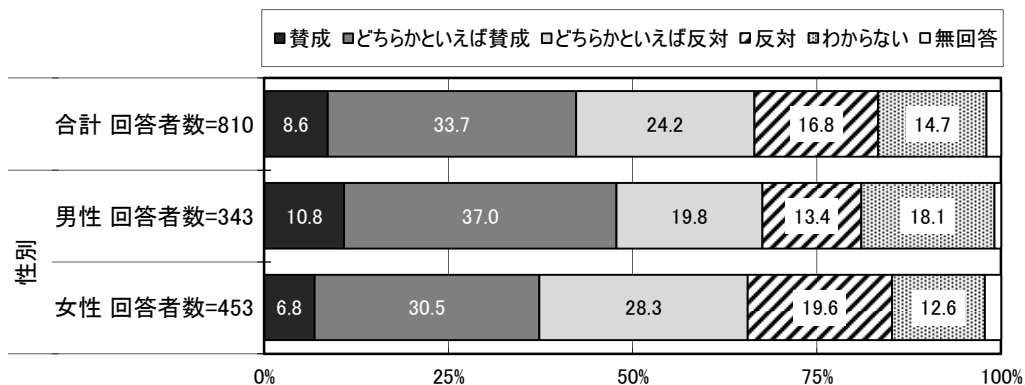
夫は外で働き、妻は家庭を守る方がよいという考え方については、「賛成」「どちらかといえば賛成」が女性で3割以上、男性で4割以上となっています。

若い世代の共働きが増えている状況も考慮し、町民一人ひとりが男女共同参画に関する認識を深められるよう、施策の周知や意識啓発を引き続き行っていく必要があります。

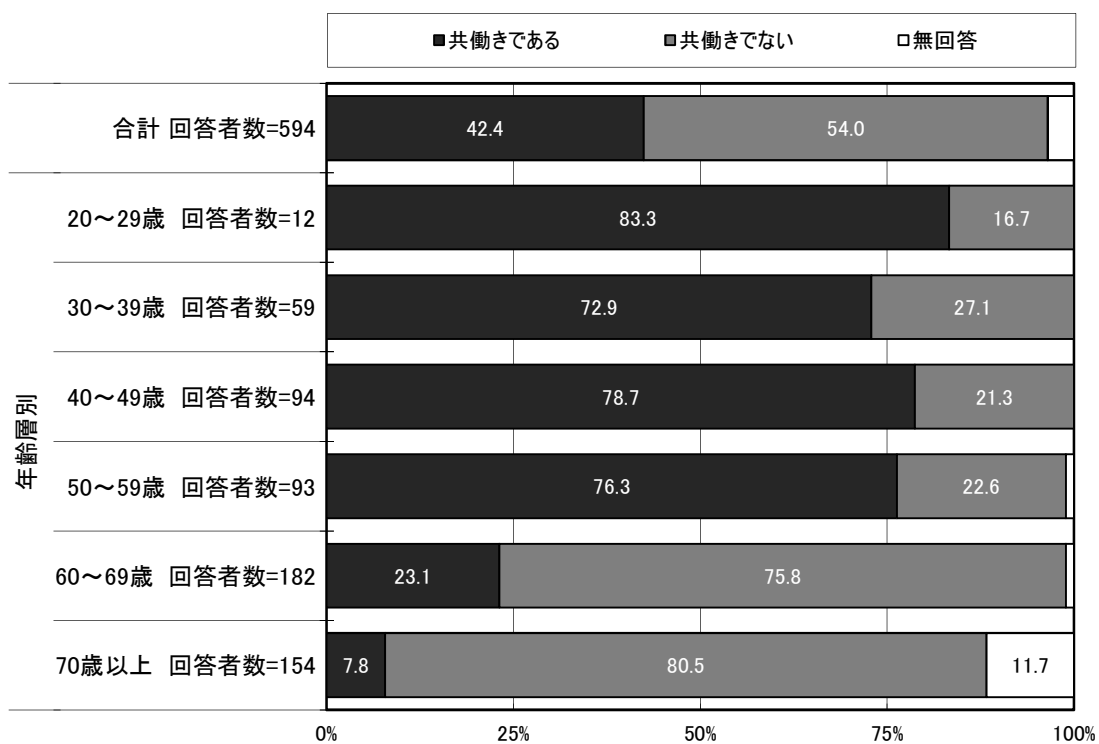
■各分野における男性と女性の地位について



■夫は外で働き、妻は家庭を守る方がよいか



■年齢層別に見た共働きの状況



◆施策

(ア) 男女共同参画に関する啓発・広報活動の推進

男女共同参画社会の実現のためには、町民だけでなく、町、事業所、各種団体等が男女共同参画社会について正しく理解し、さらに知識を深めていく必要があります。

これまで進めてきたラジオ、啓発チラシ、男女共同参画週間（毎年6月23日～29日）のパネル展等の啓発・広報活動を行う他、県および関係機関で行われる研修についての参加促進を行い、積極的な啓発活動に努めます。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	各種広報媒体を用いた男女共同参画の啓発・広報	広報紙やホームページ等の媒体を通じて男女共同参画に関する啓発を行います。	企画商工課
2	研修会・講演会の実施や広報活動	研修会・講演会を開催するとともに、町内および県、関係機関で行われる研修についての周知・広報を積極的に実施し、広く町民への男女共同参画の啓発を行います。	教育委員会 関係各課
3	町職員に対する研修や意識啓発の実施	町職員に対して、男女共同参画に関する知識を深めるために、関係機関の研修会等への参加を促し、さまざまな機会を通じて意識啓発を図ります。	企画商工課
4	男女共同参画週間等を利用した意識啓発の促進	男女共同参画週間等を利用して、町民に向けたパネル展、広報紙、ラジオなどあらゆる媒体を活用して啓発に努めます。また、町・町民・事業所・各種団体等が一体となり意識啓発を行うよう促します。	企画商工課
5	各種団体等への啓発	広報紙や町ホームページ等で、男女共同参画を実践している団体を取り上げ、講座やパネル展等を通じて、各種団体への啓発を行います。	企画商工課

(イ) 男女共同参画に関する調査研究

町民の男女共同参画に関する意識を把握するために、町民アンケート調査を実施し、施策の効果検証を行う他、各種関係団体との連携体制を整え、男女共同参画に関する調査研究を進めます。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	男女共同参画に関する定期的な意識調査・実態調査の実施	計画の改訂（5年ごと）に合わせて、男女共同参画に関する町民アンケート調査を実施し、町民の男女共同参画に関する意識を把握するとともに、施策の効果を検証します。	企画商工課
2	関係機関との連携	国や県との連携を深めるとともに、里庄町女性団体連絡協議会等の各種団体と協働し、男女共同参画に関する調査研究を進めます。	企画商工課

(ウ) 広報・出版物等における女性の人権の尊重

町発行の刊行物等において、女性の人権を侵害するような表現や固定的な性別役割分担意識を助長するような表現等を防止・排除するとともに、男女共同参画の視点に立った表現が使用されるよう、点検・見直しを行います。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	情報を主体的に読み解く力（メディア・リテラシー）の学習機会や情報の提供	中学校において情報教育支援員を配置し、指導および環境整備の充実を行います。 また、コンピューターを活用する授業において、情報を主体的に読み解き、正しい判断ができるように、情報教育の推進・充実を図ります。	教育委員会
2	町刊行物等作成時における適正な表現	町刊行物等において、男女の固定的な性別役割分担意識の助長につながるような表現がないよう、複数職員の目を通すようチェック体制を強化します。	関係各課
3	子どもを取り巻く有害な情報の排除	家庭、地域、学校、事業主、県等と連携して、有害ピラを撤去するとともに性表現や暴力表現について不適切であるメディアに青少年が容易に接点を持たないように努めます。 また、引き続き、学校や公民館等の公共機関に設置しているインターネット体験パソコンへ有害サイトへのアクセスを制限するための対策（フィルタリングサービス等）を行います。さらに、広報や学校を通じて、保護者に対してメディアリテラシーに関する講演会を開催することで考える機会を増やし、児童生徒のネットトラブルの防止に努めます。	教育委員会

